

法曹養成制度改革の意義

参考 1
中央教育審議会大学分科会
法科大学院部会（第19回）
H14.11.26

21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備 法曹の質と量の大幅な拡充

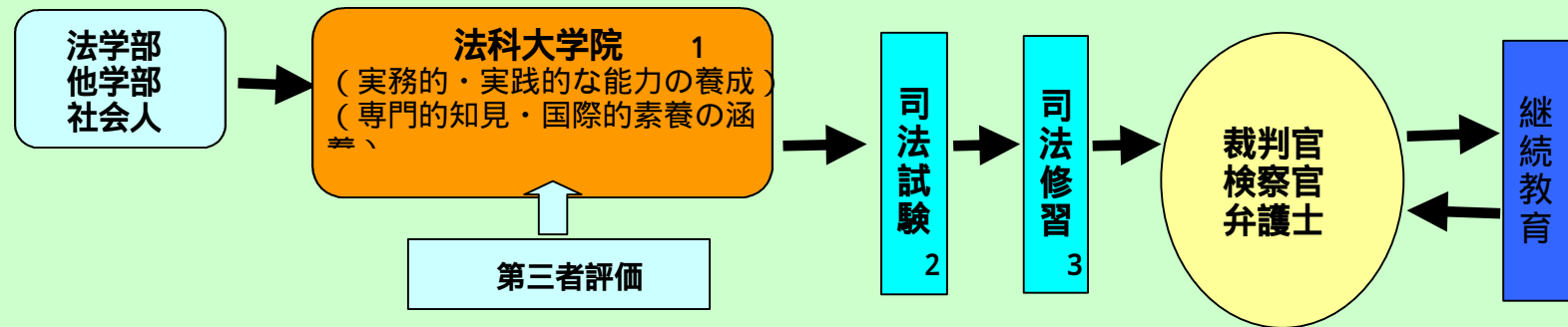
教育改革

- ・高度専門職業人の養成
（社会経済の各分野で指導的役割を果たし
国際的にも活躍する人材の養成）
- ・大学改革の起爆剤

司法制度改革

- ・質を向上させつつ法曹人口を5万人体制へ大幅増
- ・国民の司法へのアクセスの容易化
（全国どのまちに住む人にも法律サービスを活用
できる社会の実現）
- ・迅速な裁判の実現
（裁判の結果が必ず2年以内に出るように改革）
- ・国際競争力を有する人材の養成

「プロセス」による養成 4



法曹が多様なニーズに対応し、
社会の様々な場面で活躍

- 1 学校教育法の一部改正（専門職大学院制度の創設、評価制度の創設等）
- 2 司法試験法の一部改正（司法試験制度の改正等）
- 3 裁判所法の一部改正（司法修習を1年に短縮）
- 4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の制定